

新型コロナウイルス感染症感染防止対策による小学校等の臨時休校にかか  
る特別休暇について

令和 2 年 3 月 2 日  
学 長 裁 定

令和 2 年 2 月 2 7 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校等における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことに伴い、国立大学法人岐阜大学職員就業規則第 6 1 条第 1 項第 2 0 号、国立大学法人岐阜大学契約職員就業規則第 5 6 条第 1 項第 1 1 号及び国立大学法人岐阜大学パート職員就業規則第 5 0 条第 1 項第 1 1 号に規定する学長が必要と認める特別休暇を、下記のとおり付与するものとする。

記

満 1 2 歳（特別な事情\*による場合は満 1 8 歳）の誕生日以降の最初の 3 月 3 1 日に到達していない子を養育する者のうち、新型コロナウイルス感染症感染防止対策による小学校等の一斉臨時休校に伴い、子を監護する必要がある者に最大 1 0 日間（ただし、令和 2 年 3 月 2 日から春季休業の開始日までの期間（時間単位の分割は可とする。）に限る。）

（\*特別な事情：特別支援学校等に通学している子等）

<対象者>

- 一 国立大学法人岐阜大学職員就業規則の適用を受ける職員
- 二 国立大学法人岐阜大学契約職員就業規則の適用を受ける職員
- 三 国立大学法人岐阜大学パート職員就業規則の適用を受ける職員（非常勤講師を除く）

**新型コロナウイルス感染症感染防止対策による小学校等の臨時休校にか  
かかる特別休暇について（通知）**

このことについて別添のとおり「新型コロナウイルス感染症感染防止対策による小学校等の臨時休校にかかかる特別休暇について」（令和2年3月2日学長裁定）が制定されましたので、お知らせします。

この概要は下記のとおりですので、十分に御了知くださるとともに、貴部局等の職員へ御周知くださるようお願いいたします。

記

対象者： 満12歳（特別な事情による場合は満18歳）の誕生日以降の最初の3月31日に到達していない子を養育する者のうち、新型コロナウイルス感染症感染防止対策による小学校等の臨時休校に伴い子を監護する必要がある者

（特別な事情：特別支援学校等に通学している子等）

①教育職員 ②一般職員 ③契約職員（パート職員を含む、非常勤講師を除く。）

休暇期間： 令和2年3月2日から春季休業の開始日までの期間

特別休暇の日数及び単位： 日数 最大10日（最大時間数 一日の所定勤務時間数×10日）

単位 1日又は1時間

特別休暇の手続き： 承認を受けようとする職員が休暇簿に「学校の休校に伴う子の監護の為」と記入して勤務時間管理者に申請

始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げ勤務の特例の対象者の追加について

令和2年2月27日付通知「新型コロナウイルス感染症感染防止対策による始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げの特例にかかかる手続き等について」の対象者について、次の者を追加する。

【追加】小学校等の臨時休校に伴う子の監護のため始業、終業の時刻等の繰り上げ又は繰り下げ勤務を希望する者